平成２３年（フ）第４３９号
神奈川県小田原市城山３丁目19番６号
債務者　込山　政廣
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　玄
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５６号
北海道旭川市神楽岡７条５丁目５番９号
債務者　米澤　恵美（旧姓畦内）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月５日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７７０号
大阪府八尾市南木の本２丁目24番地の42
債務者　新田　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間瀬加奈子
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７８５号
大阪市淀川区加島４丁目19番18―703号
債務者　栗山　和昌
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間瀬加奈子
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３２号
山形県天童市老野森１丁目13番26号　７コーポⅢ202号、前住所山形県寒河江市大字島813番地の５
債務者　大沼　秀昭
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３３号
山形県寒河江市大字島813番地の５
債務者　大沼　光子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８０号
函館市富岡町１丁目56番25号
債務者　小林　仁吉
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１号
函館市富岡町１丁目56番25号
債務者　小林ツヨヱ
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９７号
函館市柏木町２番15号
債務者　神　　尚子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２９９号
函館市東川町18番１―304号
債務者　志賀谷　元
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３００号
函館市若松町37番22号
債務者　瀧田ミチヨ
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３０２号
函館市千代台町４番７号
債務者　山本　義樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
三重県伊勢市二見町三津614番地１
債務者　西井　まり
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３９５６号
大阪市住吉区東粉浜２丁目17番18号
債務者　村上　久子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０１２号
大阪市浪速区日本橋西２丁目２番１―1305号
債務者　和田　康彦
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１９号
大阪市平野区長吉六反５丁目６番10―201号
債務者　間宮　　勝
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６６８号
大阪府八尾市南本町３丁目５番37号
債務者　永野　有香
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９１号
大阪市淀川区塚本２丁目６番６号
債務者　三原　安希（旧氏名東恵津子・東安希）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部